

令和4年 第3回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和4年9月28日(水)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員
 答弁者 知事、総務部長兼北方領土対策本部長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 個人情報保護法施行条例等について</p> <p>(一) 現行条例の優位性について 個人情報保護法施行条例等に関し、まず、現行条例の優位性についてであります。 昨年5月に成立したデジタル関連法に基づき、現行の北海道個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法施行条例を制定しようとする議案が提案されています。 現行条例では、本人の信条、病歴、犯罪の経歴等の要配慮個人情報の収集禁止が規定されていますが、法改正に伴い当該規定がなくなります。 ICT化が進むほど個人情報の漏洩や売買等のリスクが強まり、個人情報保護の強化をはかる必要があると考えますが、知事の認識を伺います。 今回の条例案では、個人情報保護が強化されていますか、逆に弱められるのではありませんか、伺います。</p> <p>(二) 捜査関係事項照会の実態について 次に、捜査関係事項照会の実態についてであります。 道警察が知事部局をはじめ各執行機関に対して、裁判所の令状によらない「捜査関係事項照会」による個人情報の入手と収集が長年に渡って行われています。 過去5年間の捜査関係事項照会により回答した件数、しなかった件数及び令状による提供件数について、知事、病院事業管理者、教育長および選挙管理委員長に伺います。</p> <p>(三) 個人情報の取扱いについて 次に、個人情報の取扱いについてです。 私は昨年第1回定例会において、道立図書館への捜査関係事項照会への対応は、令状による対応に改めるべきだと求め、教育長は「原則として令状に基づき対応する」、「図書館利用者の読書事実などは取扱いに特に配慮を要する」と答弁されました。同様に知事部局や各執行機関が保有する個人情報も配慮を要するものであると考えますが、見解を伺います。 また、北海道個人情報保護条例に規定されている要配慮個人情報すなわち本人の信条、病歴、犯罪の経歴等は捜査関係事項照会により提供しているのですか。図書館と他の執行機関では個人情報の取扱いに相違がありますか。 併せて、それぞれ知事、病院事業管理者、教育長および選挙管理委員長に伺います。</p>	<p>(知事) 個人情報保護についてであります。国においては、令和3年5月、デジタル社会の形成に関する施策を推進するため、個人情報保護法等の改正が行われ、全国共通ルールでの個人情報保護制度が令和5年4月から地方公共団体にも適用されることになりました。 改正法においては、地方公共団体に対して、個人情報の適切な取扱いの確保や漏えい防止等の安全管理措置のほか、法令に基づく場合を除き、目的以外のために個人情報を利用し、又は提供してはならないことなど、個人の権利利益保護の規定が現行条例と同様、規定されているところでございます。 道としては、個人情報の保護について、改正法及び法施行のための新条例の規定に基づき、引き続き、適切に運用してまいります。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長) 個人情報保護法施行条例に関し、捜査関係事項照会への対応についてでございますが、本庁各部において、保存されている過去3年間で確認した結果、刑事訴訟法に基づく、個人情報を含む「捜査関係事項照会」に対し、令和元年度は292件、2年度は174件、3年度は133件であり、照会に対してすべて回答しており、また、裁判所からの令状に基づく個人情報の提供については、該当はありませんでした。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長) 次に、個人情報の取扱いについてでございますが、個人情報は、個人の権利利益に関わるものであることから、漏えいの防止など適正な管理が求められております。 道に対し、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合、捜査機関が個人情報の提供を受けなければ目的を達成することが困難かどうか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないか否かを個別に検討し、慎重に判断することとしており、各実施機関において、適切に判断しているものと認識をしております。 なお、過去3年間で、捜査関係事項照会に対し、個人の信条、病歴などの「要配慮個人情報」を提供したことはありません。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(再質問) 三 個人情報保護法施行条例等について (三) 個人情報の取扱いについて 1 捜査関係事項照会に対する提供について 個人情報保護法施行条例に関し、個人情報の取扱いについてです。 警察の捜査関係事項照会に対し、個別具体的に判断と言いますが、当該個人情報を提供しなければ目的が達せられないと、どう検証し判断したのですか。知事、病院事業管理者および教育長に伺います。</p> <p>2 捜査関係事項照会に対する対応基準の策定について 通信アプリ大手のLINEは、過去5年間で約1万1千件以上の個人情報を提供していますが、96%以上が令状に基づく対応で、捜査関係事項照会対応はわずか4%にも満たない状況です。「捜査機関への情報提供は社内で定める厳格なプロセスによってのみ行われる」とし、警察への提供拒否の基準も明確に示されています。 捜査関係事項照会ではなく、令状に基づき対応すべきと考えますが、少なくとも捜査関係事項照会に対する厳格な対応基準を策定し、個人情報提供状況を道民に明らかにすべきではありませんか。知事、病院事業管理者および教育長に伺います。</p>	<p>(知事) 個人情報保護法施行条例等に関し、まず、捜査関係事項照会への対応についてであります。道に対し、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合、求められた個人情報の内容に応じて捜査機関が個人情報の提供を受けなければ目的を達成することが困難かどうか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないか否かを個々の事案ごとに慎重に検討、判断をし、提供しているところであります。</p> <p>(知事) 次に、捜査関係事項照会に関する取扱いについてであります。個人情報については、個人の権利利益に関わる重要な事項であることから、これまで、道の個人情報保護条例に係る研修の中で捜査関係事項照会への対応も含め、担当職員への周知徹底を図ってきたところであります。 令和5年4月に施行される個人情報保護法における取扱いについても、今年度中に職員研修を行うこととしており、引き続き、個人情報の漏えい防止など、適正な管理に努めてまいります。</p>